

全日本不動産協会 様

熊本市長 大西 一史  
(計量検査所扱い)



マンション等において各種料金徴収に使用される子メーターの  
使用調査について (周知依頼)

晩夏の候、貴協会並びに連合会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より本市の計量行政に対しましてご理解とご協力を賜り感謝いたします。

さて、当計量検査所では、計量法に基づき取引・証明に使用する特定計量器 (水道メーターや電気  
メ  
ーター等) の立入検査及び適正使用についての指導等を行っております。

また、マンション等の所有者若しくは管理者が支払った使用料金を入居者・テナントに配分・請求する  
際に使用されているメーターは特定計量器に該当し、メーター種別毎に有効期間が定められており、そ  
の調査も行っております。

つきましては、令和 4 年度マンション等における各種子メーターの使用調査を下記のとおり実施する  
予定であり、子メーター使用についての不明な物件がありましたら建物管理会社及び不動産管理会社に  
お問い合わせいたしますので、ご多忙中のところ申し訳ございませんが、貴協会並びに連合会の会員の  
皆様及び関係各位に対しまして、各種子メーターの使用調査についてご周知いただきますようよろしく  
お願いいたします。

記

- |        |  |
|--------|--|
| 1 件 名  | 各種料金徴収に使用される子メーターの使用調査   |
| 2 調査期間 | 令和 4 年 8 月下旬～9 月上旬   |
| 3 対象施設 | 分譲・賃貸マンション、賃貸アパート等   |
| 4 対象地区 | 西区 出町、花園、島崎、横手<br>中央区 琴平、琴平本町、国府本町、国府、三郎<br>東区 石原、神園、御領、南町、広木町、昭和町、山ノ内、山ノ神<br>南区 御幸笛田、川尻、近見町、刈草、江越、十禅寺<br>北区 池田、大窪、清水亀井、清水東町、清水本町、清水新地 |

※ なお、今回の使用調査の結果、電気・水道等の使用料金請求に子メーターを使用されている物件に  
つきましては、管理会社に立会いをお願いし、メーターの有効期間切れ等の立入検査 (1 1 月頃予定)  
を実施する予定ですので、有効期間切れのメーター (使用不可メーター) がありましたら、取替え修  
理等のご対応をお願いいたします。

連絡先

〒862-0907

熊本市東区水源 2 丁目 1-4

熊本市計量検査所

TEL096-369-0610

担当 廣田(ひろた)・沼津(ぬまつ)

# 管理会社(管理組合)さん！ オーナーさん！

電気

水道

ガス

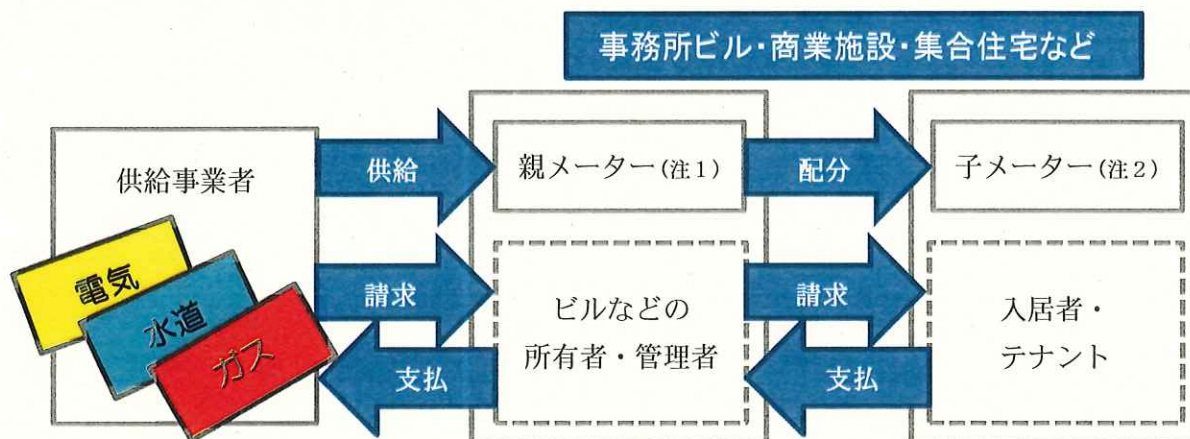
## お使いのメーターは 有効期間内ですか？

有効期間が過ぎたメーターを使用する事は計量法で禁止されています。

〔計量法第16条(使用の制限)により、「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できない。」ことになっています。〕

## まず！メーターの有効期限を確認しましょう！

### メーターと使用者の関係 (直接供給事業者と契約している場合を除く)



(注1) 親メーター: 供給事業者が料金請求に使用しているメーターで、一般的に公設メーター・親メーターと呼ばれます。有効期限が切れないように供給事業者が取り換えています。

(注2) 子メーター: 建物・施設の所有者や管理者が一括で払った光熱水費を入居者やテナントに配分するために使われるメーターで、一般的に私設メーター・子メーターと呼ばれます。親メーターと同じように有効期間内のメーターでなければなりません。

〈お問い合わせ先(熊本市内)〉

熊本市計量検査所

熊本市東区水源2丁目1番4号

電話 096-369-0610

FAX 096-369-1096

〈お問い合わせ先(熊本市外)〉

熊本県産業技術センター 総務管理室計量検定グループ

熊本市東区東町3丁目11番38号

電話 096-368-2101

FAX 096-369-1938